

公立大学法人青森県立保健大学研究推進・知的財産センター共同・受託研究受入
審査委員会規程

平成 20 年 4 月 1 日
規 程 第 35 号
(最終改正 平成 31 年 4 月 1 日)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人青森県立保健大学組織規則第 20 条の規定に基づき、公立大学法人青森県立保健大学研究推進・知的財産センター共同・受託研究受入審査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、公立大学法人青森県立保健大学共同研究取扱規程、公立大学法人青森県立保健大学受託研究取扱規程により提出された共同研究及び受託研究の申込について、受入の審査を行う。

(構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 研究推進・知的財産センター長（以下「研究センター長」という。）
- (2) 各学科ごとに、教授 1 名
- (3) 事務局地域連携推進課長
- (4) その他研究センター長が必要と認める者

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、研究センター長をもって充てる。

- 2 研究センター長は、自ら委員長になることに代え、教授の職にある委員を委員長に任命することができる。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。副委員長を置かない時は予め委員長が指名した者がその職務を代行する。

(会議)

第 5 条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員長は、前項の規定により審議が終了したときは、その結果について理事長に報告する。

(副委員長)

第 6 条 委員長が必要と認める時は、委員会に副委員長を置くことができる。

- 2 副委員長は委員から委員長が指名する。
- 3 副委員長は、委員長の委任により委員会を招集し、その議長となることができる。

(委員の任期)

第 7 条 第 3 条第 2 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 第 3 条第 4 号の委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員と

なった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員以外の出席)

第8条 議長は、必要に応じて委員以外の者を委員会に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、事務局地域連携推進課で処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。